

**インターネット運営委員会
ネットワークプロジェクト委員会内規**

第1章 総則

第1条【名称】

本委員会は中央大学学友会インターネット運営委員会理工ネットワークプロジェクト委員会(正式略称：理工NPC)と称する。

第2条【構成】

本委員会は学友会公認部会員で構成する。

第3条【目的】

本委員会は学友会、インターネット運営委員会、理工連盟と所属部会の協力のもとにインターネット及びパソコンネットワークを通じ、各部会のより一層の発展と、ネットワークに対する理解と技術水準の向上を目的とする。

第4条【事業】

別途定める。

第2章 組織

第5条【委員】

- 一、委員の任期は1年とする。但し、重任を妨げない。
- 二、委員が任期中に改選された場合の任期は前任者の残任期間とする。

第6条【臨時委員】

- 一、本委員会が必要と判断した際は臨時委員を選出することができる。
- 二、臨時委員の権限は通常の委員と同等とする。
- 三、臨時委員の任期は該当年度の年度末までとする。

第7条【役員】

一、本委員会には以下にあげる役員をおくものとする。

1. 委員長
 2. 副委員長(技術)、副委員長(総務)
 3. 会計
- 二、前項にあげた各役員は原則として兼任を認めない。

三、本委員会が必要と認めた際には新たに役員を設置することができる。

第8条【委員長】

- 一、委員長は理工連盟常任委員会委員長が兼務する。
- 二、委員長は本委員会を代表し、委員会の運営を総理する。

第9条【副委員長】

- 一、副委員長(技術)、副委員長(総務)は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はこれを代行する。
- 二、副委員長(技術)、副委員長(総務)の選出は理工連盟常任委員会による承認を必要とする。

第10条【会計】

- 一、会計部長は理工連盟常任委員会会計部長が兼務する。
- 二、会計部長は委員会の会計に関する事項及び、予算・決算に関する事項を担当する。

第11条【管理者】

- 一、管理者は本委員会の承認を必要とする。
- 二、管理者は役員の補佐および運営補助を行う。

第12条【役員の選出・任期】

- 一、各役員は理工連盟常任委員会の推薦を受けた者とする。
- 二、各役員の任期はそれぞれ1年とする。但し、重任を妨げない。
- 三、各役員が任期中に改選された場合の任期は前任者の残任期間とする。

第三章 議事

第13条【成立】

本委員会は委員の過半数の出席をもって成立する。

第14条【議長】

本委員会の議長は委員長があたるものとする。

第15条【議決】

- 一、議事は出席議員の過半数をもって決する。
- 二、可否同数の場合は、議長がこれを議決する。

第16条【議決事項】

本委員会の議決は以下に定める。

- 一、管理者の決定
- 二、予算・決算の承認
- 三、前記2項のほかにも本委員会に必要と認められた事項

第17条【改正】

本内規の改正の場合は理工連盟常任委員会の決定を必要とする。

付則

この内規は2005年12月15日より施行する